




カーボン・オフセット 関連ガイドライン概要

カーボン・オフセット関連ガイドライン

- 
 - 環境省「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン(Ver.1.0)」平成20年10月30日
- 
 - 環境省「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(Ver.1.0)」平成21年3月18日
- 
 - カーボン・オフセットフォーラム(J-COF)「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン(ver.1.1)」2009年8月7日

情報提供ガイドライン 概説

目的

カーボン・オフセットの透明性の確保と信頼性の構築、カーボン・オフセットの取組に関する適切な理解の促進を通じ更なる推進を図るもの

企業等がカーボン・オフセットの取組を行う際に留意すべき点や明示すべき情報等について、類型別に整理

商品使用・サービス利用

商品・サービスを店頭販売又はインターネット等で通信販売する企業、NPO/NGO、オフセット・プロバイダー等



会議・イベント開催

会議・イベント主催者及び関係者



自己活動

カーボン・オフセットを実施する企業・自治体等



カーボン・オフセットに関連する法令の解説

広告・販売・販売後に記載すべき情報のリスト化

広告等に記載すべき事項のチェックリスト、記載例の紹介

記載例

自己活動オフセット・ウェブサイト上での報告例

☆☆銀行 ☆☆Bank

環境問題への取組

プレスリリース
 ・環境問題への取組の一環として、弊社は本社ビルのカーボン・オフセットを実施することにしました。

<カーボン・オフセットとは>
 カーボン・オフセットとは、自分の二酸化炭素排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での削減・吸収でオフセット(相殺合わせ)することです。
 これまで、弊社では再生エネルギーの調達や、太陽光の自産調達などによりCO2排出削減努力を実施し、2025年のCO2排出量は目標に削減することを目指してまいりました。しかし、削減が困難な案件について今回オフセットを実施することにしました。
 ※2027年の年間CO2排出量目標との比較。

<CO2算定根拠>
 弊社の東日本本社ビル(千代田区丸の内)での、年間(平日9:00~18:00)の電力、ガス、水漏れ消費、業務用空調に伴うCO2排出量は年次算定です。排出量の算定は、環境省ガイドラインに基づき、中経算出に準拠し、算定結果の詳細は次の通りです。【詳細を記載】

<オフセットの方法>
 本社のカーボン・オフセットは、ベトナムの水力発電事業のクレジット(排出権)によりオフセットします。クレジットは、中経算出に準拠し、日本政府の検印の章に移動を完了しました。詳細は弊社の情報公開(www.sjtsbank.jp)にて公表しております。

<お問い合わせ先>
 弊社の環境活動についてご質問等ございましたら、環境室 0120-000-000、または電子メール es@tsbank.jpにてお問い合わせ下さい。

情報提供の主体と情報提供のタイミング

商品使用・サービス利用 オフセットの情報提供主体

商品・サービスをインターネット等の通信販売又は店頭販売する企業、NPO/NGO、オフセット・プロバイダー等



会議・イベント開催 オフセットの情報提供主体

会議・イベント主催者及び関係者



自己活動オフセット の情報提供主体

オフセットを実施する企業・自治体等



情報提供の
タイミング

販売前(広告)

販売時(契約)

販売後

カーボン・
オフセットに
おける
情報提供
段階

商品・サービスや会議・イベントチケット等の販売前の広告、カタログ・パンフレット、環境ラベル、インターネットを介した情報など、「表示とは」に示した広告その他の表示

消費者が支払いをする
段階(事業者と消費者の
契約時)

関連法令に
注意!

商品・サービスや会議・イベントチケット等の販売後に、事業者等が消費者に情報提供する段階



CSR報告書やウェブサイトでの報告など

情報提供において配慮すべき表示

公正取引委員会が規定する表示とは、一般的な広告や新聞、メディア広告、インターネットでの広告等を指す

(公正取引委員会「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」)



新聞、雑誌、その他出版物、
放送、映写、インターネット、
パソコン通信などによる広告



商品・包装・
添付物など



チラシ、パンフレット、説明書、
DM、ポスター、看板など

情報提供において配慮すべき法令 景品表示法

不当景品類及び不当表示防止法 (景品表示法) [p.11参照]	実際のものより(競争関係にある他事業者よりも)著しく優良だと示すこと(不当表示)など、消費者に誤認される商品・サービスの内容や価格の表示は不当とみなされ、公正取引委員会による排除命令等の措置が取られる。
---------------------------------------	---

情報提供において配慮すべき法令 特定商取引法

特定商取引法	訪問・通信販売(インターネット含む)、電話勧誘等を行う事業者の違法・悪質な勧誘行為を防止し、消費者の利益を守るための法律。勧誘開始前の氏名等の明示や申し込み後のクーリング・オフなど事業者が守るべきルールが定められている。
--------	--

情報提供において配慮すべき法令 消費者契約法

消費者契約法	<p>消費者と事業者との間に情報の質、量、交渉力に差があることから、両者が対等に取引するルールを定めたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な項目について事実と違うことをいう(不実告知) ・将来の変動が不確実にも関わらず断定的にいう(断定的判断) ・利益になることだけを言い、不利益になる事を故意に言わない(不利益事実の不告知)など <p>消費者と事業者間の全ての契約に適用される。</p>
--------	--

「契約」とは？



店で買いもの



電車に乗る



旅行にいきたい
(口約束)



散髪をする



電話をかける

情報提供すべき事項

- カーボン・オフセットとは何か？
- 何をオフセットするのか？(対象・範囲)
- どれくらいオフセットするのか？(算定量、算定方法)
- 何でオフセットするのか？(クレジットの種類)
- いつオフセットできるのか？(調達方法)
- どこで、どうやって削減されているのか？(プロジェクト実施国、事業タイプなど)
- オフセットするにはいくらかかるのか？(販売価格、消費者の価格負担有無など)
- 誰がオフセットを手助けしてくれるのか？(販売事業者名など)

カーボン・オフセットに関する情報提供のあり方 まとめ

「カーボン・オフセット」「京都目標の達成」「排出係数」「バウンダリ」といったカーボン・オフセットに関連する専門用語や固有名詞の単独での使用は避け、わかりやすい説明文又は図表を伴った表現を行う

カーボン・オフセットの取組に関するものであることを主張する場合、削減努力の内容、オフセットの対象範囲(バウンダリ)、オフセットに用いられる排出削減・吸収量の内容等を明確に表示する

「ゼロ化」「相殺」「カーボン・ニュートラル」といった、あいまいだが何らかの地球温暖化対策効果を示唆する用語を商品・サービス等の商品名又は愛称に安易に用いない。用いる場合はその根拠を消費者に分かりやすい形で明示する。

事業者が独自に作成するカーボン・オフセットの取組に関するシンボル(ロゴ・マーク)を使用する際は、シンボルの意味や使用基準を明確に設定し、隣接した場所に説明文(事業者名・団体名、シンボルの意味、設定基準等)やウェブサイトへの誘導を表示する

カーボン・オフセットの取組に関係のないシンボルはカーボン・オフセットと無関係な自然物等を示すデザインの表示を避ける

第三者機関による認証基準 概説 1

目的

カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、公正な市場形成

認証要件

排出量の認識

算定方法ガイドラインやフットプリント等の算定方法、各種データの記録 等

削減努力の実施

温対法等の法令遵守、何らかの削減取組 等

オフセットに用いるクレジット調達等

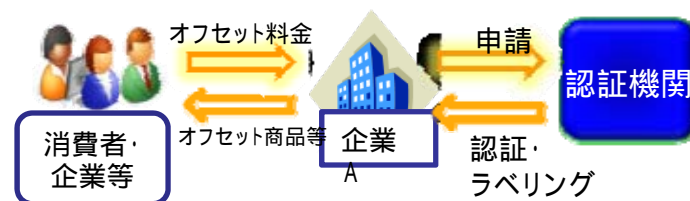
クレジット種類(CER、J-VER、JPA等)、調達に係る契約の締結 等

排出量の埋め合わせ

オフセット量との整合性、無効化処理 等

情報提供

情報提供ガイドライン 等



ラベリングの実施

第三者認証機関による認証を受けた取組に対しては**ラベリング**を実施。



第三者機関による認証基準 概説 2

(目的)

適切なカーボン・オフセットの取組に対してカーボン・オフセット認証ラベルの使用を認めるとともに、オフセット・プロバイダーの活用の透明性を確保することにより、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組の普及を図り、国民による温室効果ガス排出量の認識及び一層の削減努力を促進する。

(内容)

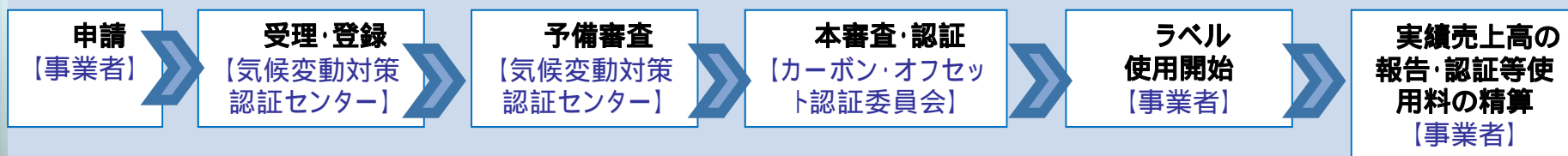
次の2つの制度で構成され、気候変動対策認証センター(社団法人海外環境協力センター内)が運営する
第三者認証制度(ラベリング): 環境省が策定した「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証(ラベリング)基準」に基づき、個別のカーボン・オフセットの取組を認証する制度

あんしんプロバイダー制度: オフセットプロバイダーの業務を確認し、その結果を公開する制度

(気候変動対策認証センター(4CJ)webサイト) <http://www.4cj.org/>

オフセット・プロバイダー: 市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。

第三者認証制度(ラベリング)の認証プロセス



カーボン・オフセット認証制度の特徴(透明性と信頼性の確保)

制度運営における三権分立

制度設計者(運営委員会)と制度執行者(認証委員会)を分離。
 苦情処理・公平性・倫理判定・利害抵触等に対する監視、認証
 後 案件のトレースは監督委員会が担う。

サブスキームを用いた信頼性補強の仕組み

あんしんプロバイダー制度により
 信頼性向上に努めているオフセット・プロバイダーに有利な仕組みを構築。

認証対象

認証の対象は市場流通型のみ（特定者間完結型は対象外）

指針の区分

市場流通型



特定者間完結型



商品・サービス



会議・イベント



自己活動



市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット

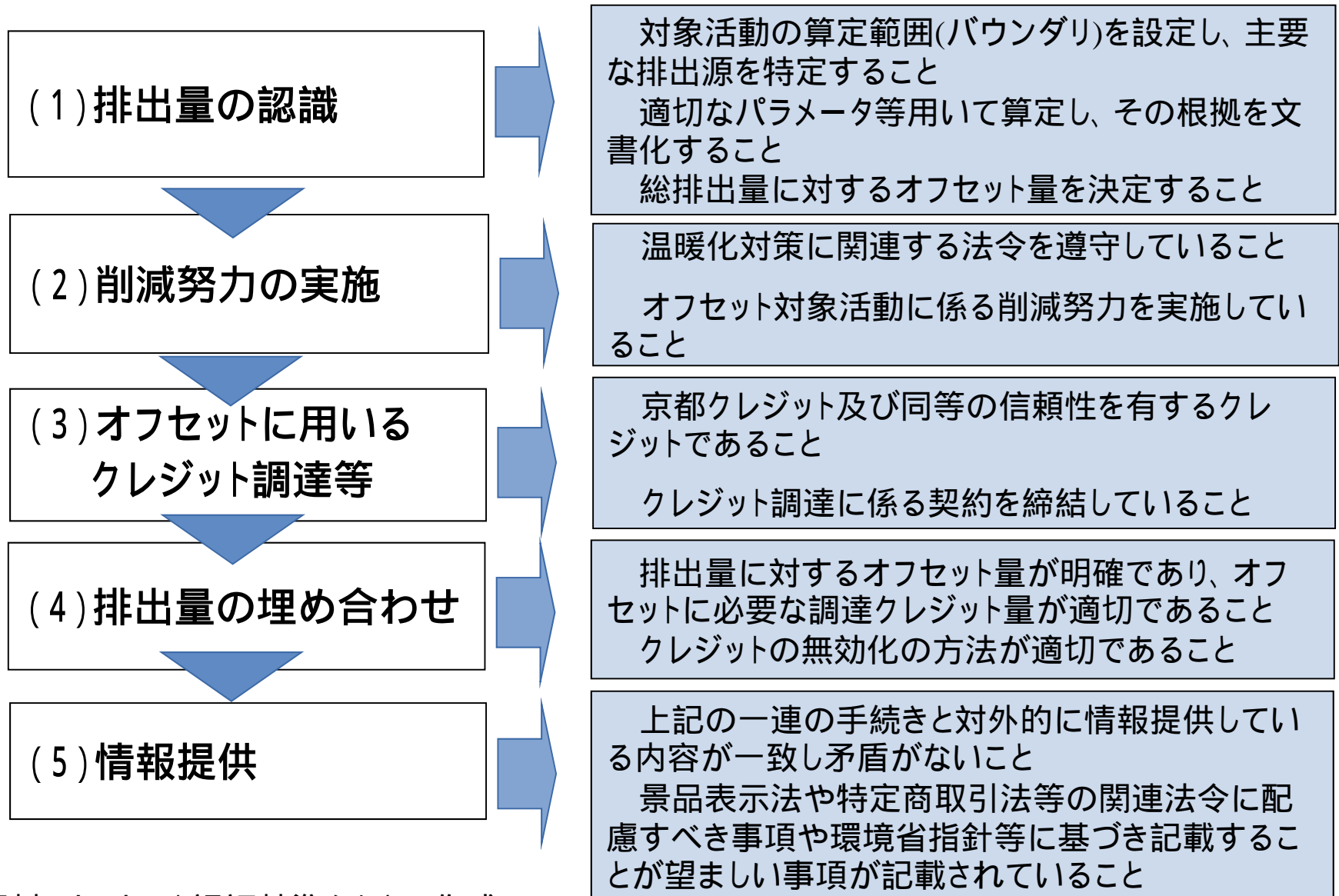
市場を通さず特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット

認証区分

指針の3分類に加え、 自己活動オフセット支援がある



カーボン・オフセットのポイント



GHG算定方法ガイドライン 概説

- GHG排出量の算定方法に一定の、かつ統一された考え方を示すことを目的
- 算定方法に3通りのレベルを設定。（オフセットの主体や目的で求められる算定のレベルが異なる）
- 算定のレベルを簡単に選べるように、デシジョンツリーを提供
- 一定の合理性を有した算定方法であれば、本ガイドラインに記載されていなくてもこれを認める。

オフセットの主体	何を対象にオフセットするのか	求められる算定のレベル(正確性)	検証の必要性	対象となるカーボン・オフセット事例
市民	個人/グループ自らの活動に伴う排出量	レベル 1以上	レベル2以上の算定方法を用いる場合、基本的に検証が実施されることが望ましい。 レベル1の場合は、本ガイドラインで提示されている標準的な値を用いるものであり、特に検証を行う必要はない。	旅行、家電使用、町内会の遠足等
	自社製品・サービスの製造、使用、利用等に伴う排出量	レベル 2以上 (レベル3が推奨)		マイバック、リース機械等の個別製品・サービス
	環境への配慮、社会への普及・啓発(イベント、会議等)	レベル 2以上		主催するコンサートやスポーツ大会等
企業(オフセットプロバイダー含む)	自らの事業活動に伴う排出量	レベル 2以上		自社ビルの電力消費量等
	顧客の生活、事業活動に伴う排出量(オフセットの代行)	レベル 1以上		オフセットプロバイダーによる排出量算定
	顧客企業が提供する活動(オフセットの代行)	レベル 2以上 (レベル3が推奨)		オフセットプロバイダーによる排出量算定
NPO/NGO、自治体、政府	自らの事業活動に伴う排出量	レベル 2以上		職員の通勤分やOA機器の使用分等
	環境への配慮、社会への普及・啓発(イベント、会議等)	レベル 1以上 (政府自治体はレベル2が推奨)		コンサート、スポーツ大会の開催、及び国際会議の開催等

排出量算定の正確性

- 「GHG排出量 = 排出係数 × 活動量」が基本算定式。
- 固有データを用いる場合は、その根拠が明確わかる資料を用意すること。
- その固有データに不確実さがある場合は、保守的（Conservative）な値を使用することが望ましい。
- レベル2以上の算定方法を用いる場合、第三者による検証を実施することが望ましい。

レベル	算定方法
レベル1	<p><u>活動量及び排出係数の両方について、標準値を用いて計算するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象とする活動の活動量及び排出係数の把握が困難である場合、又はGHG排出量の算定に高い精度を求める必要がない場合
レベル2	<p><u>活動量はGHG算定対象の活動に固有のデータを用い、排出係数は標準値を用いて計算するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象とする活動の活動量及び排出係数を地域別等に得ることが難しい場合に、標準的な値を用いる方法（例えば、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で示されているような排出係数を用いる方法）
レベル3	<p><u>活動量及び排出係数の双方について、GHG算定対象の活動に固有のデータを用いて計算するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象とする活動の詳細な情報を把握することが可能であり、かつGHG排出量の算定に高い精度が求められる場合

各階層の算定精度の違いの例示

レベル	算定方法
レベル1	<p>レトルトカレー(200g)の排出量 362g-CO₂ 産業連関表(3EID)による簡易推計例</p>
レベル2	<p>カレーライスの排出量を下記の原単位と活動量を乗じて積算する。 (排出係数) たまねぎ(0.135g-CO₂/g)、にんじん(0.244g-CO₂/g)...等、 材料別排出原単位 料理使用時に使用する燃料(ガス)の原単位 (活動量の固有値) カレーのレシピに示された材料の使用量やガス使用量 (例:弱火で1時間煮込)</p>
レベル3	<p>カレーライスの排出量を下記の原単位と活動量を乗じて積算する。 (排出係数の固有値) たまねぎ、にんじん等の材料別排出原単位を契約農家に依頼して データ取得し原単位を作成。 (活動量の固有値) 実際の材料の使用量やガス使用量を実測する。</p>

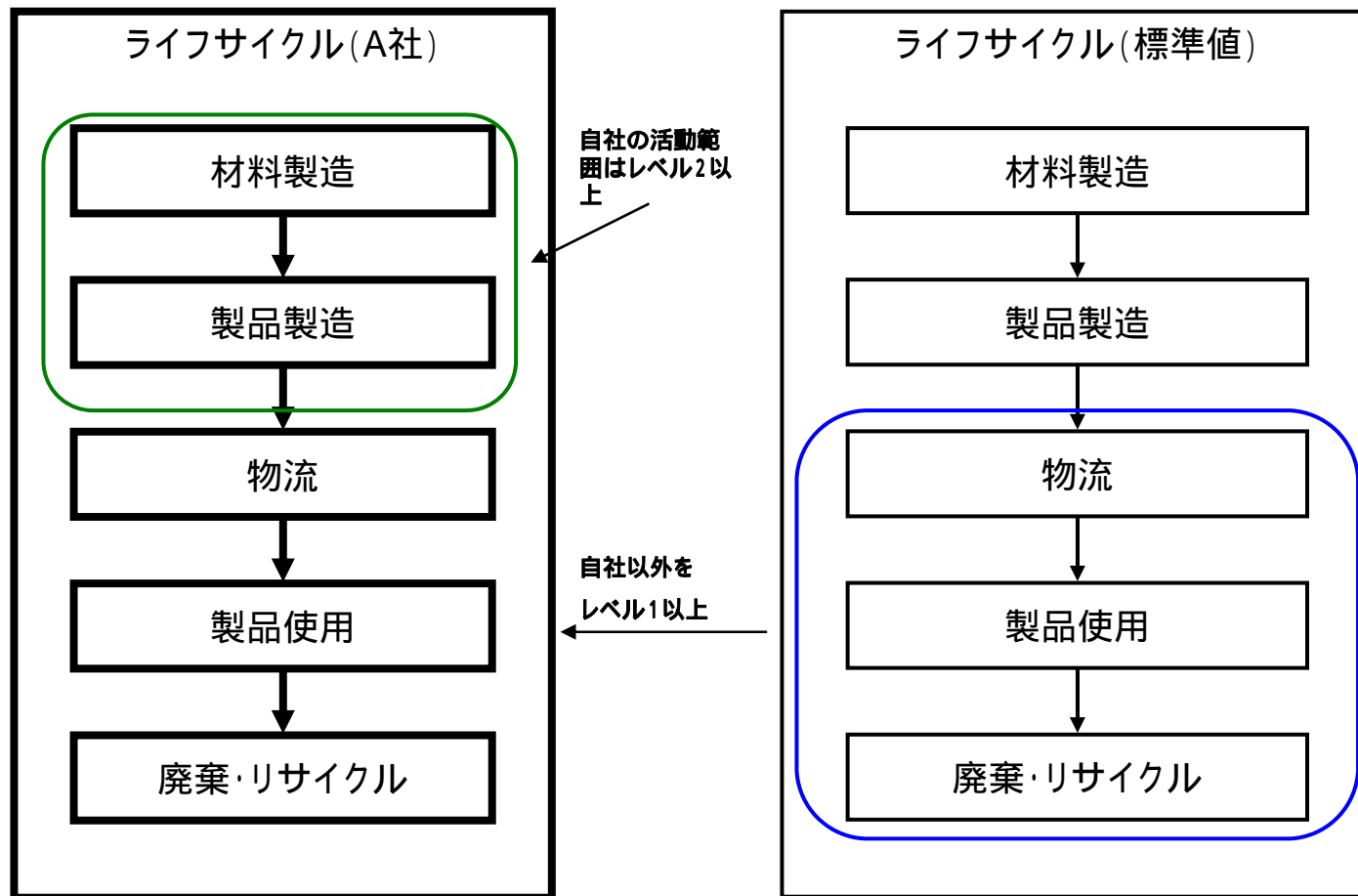
(注)例示した算定方法や標準値、排出係数は、正式の手続きを経て承認されたものではありませんので、実際のオフセットの算定方法としては使用できません。

目的別に求められる算定方法のレベル

- 市民(個人またはグループ)の場合
 - 自らのGHG排出活動をオフセットするという環境配慮型活動に意義を見いだすものであり、算定にそれほどの正確性が求められないため、レベル1以上の算定であること。
- 企業の場合
 - 企業の自己活動や会議・イベントをオフセットするケースは、投資家や消費者へのアピールが主目的であり、企業評価等に影響がある可能性があるため、レベル2以上の算定であること(例外については後述)。
 - 顧客等の排出量をオフセットする場合は、企業が提供する商品やサービスの市場における競争優位性に影響がある可能性があるため、レベル2以上の算定であること
- NPO/NGO、自治体、政府の場合
 - 地域内外の市民、企業等に対する環境配慮の姿勢を対外的にアピールすることが主目的であり、それによってカーボン・オフセットを実施した組織への評価に影響を与える可能性もあるため、レベル2以上の算定であること。ただし、関係者内で完結するようなイベント等については、この限りでない。

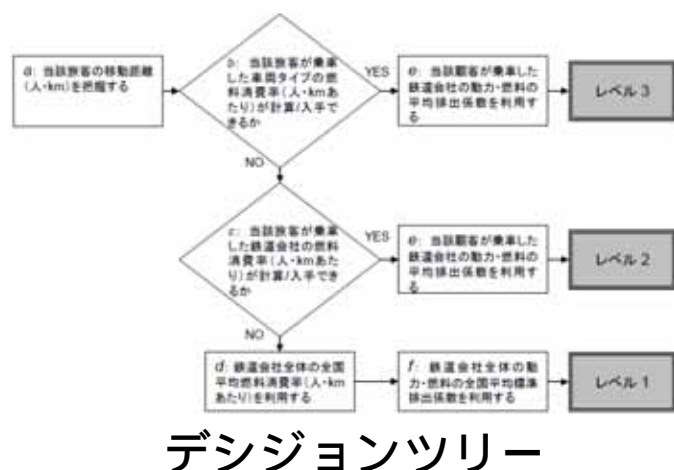
企業のGHG算定方法選択の補足説明

- 自社活動範囲外の活動は把握困難な場合、レベル1以上でも可。
- 自社活動範囲内でも微小排出源はレベル1でも可。
- ただし、設定根拠の文書化や顧客等への適切な情報提供が必要。



算定方法例

算定方法例：旅客鉄道（JR、私鉄等）



$$\text{GHG 排出量} = \text{旅客移動距離}a \times \text{燃料消費率}d \times \text{GHG 排出係数}f$$

算定基本式



算定レベルごとの算定式

レベル1の場合は...

$$\text{GHG 排出量} = \boxed{\text{旅客移動距離}a} \times \boxed{\text{燃料消費率}d} \times \boxed{\text{GHG 排出係数}f}$$

ウェブサイト等

鉄道統計年報から標準値算出

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の値を利用

ガイドラインに示されている算定分野

- さまざまなカーボン・オフセットの取組の中で特に社会的要請が高いと考えられるものについて、基本的な算定方法を用意。
 - 【運輸】
 - 飛行機(国内旅客)
 - 旅客鉄道
 - 自動車
 - 【オフィス機器】
 - パソコン、サーバ
 - コピー機、プリンタ
 - 【家庭】
 - 年間総排出量
- 今後、対象分野を拡充していく予定であるが、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の算定・報告マニュアル等を参考のこと。
- 基本的に、算定範囲の設定根拠や排出量の算定根拠を文書化して公開しておけば、算定方法の第三者による検証が容易になる。